

住民の安全・安心を守るため公務公共サービスの拡充・向上
と自治体臨時・非常勤職員の地位・待遇改善を求める意見書

２０１７年５月に会計年度任用職員制度の導入を柱とする地方公務員法及び地方自治法が改正され、２０２０年４月に施行されます。地方自治体に働く臨時・非常勤職員は全国で６５万人を超え、臨時・非常勤職員なしには自治体行政は１日たりとも運営できないといっても過言ではありません。

民間企業に働く非正規雇用労働者では、２０１８年４月から労働契約法第１８条に基づく無期雇用への転換請求が始まります。一方で、公務に働く臨時・非常勤職員には労働契約法は適用されず、任用であることを根拠に、「いつまでも非正規、いつでも雇い止め可能」な劣悪かつ不安定な状態におかれています。これは改正地公法・自治法施行後も変わるものではありません。

つきましては、住民の安全・安心を守り、公務公共サービスの拡充・向上と自治体の臨時・非常勤職員の身分の安定、地位の向上をはかるため、国として改善することが必要であると考えます。

よって、山添村議会は下記の事項について強く求める。

- １ 臨時・非常勤職員の賃金・労働条件の改善に必要な地方自治体の財源を確保すること。
- ２ 勤務時間による賃金・労働条件の格差を解消する地方自治法改正を速やかに実施すること。
- ３ 「任期の定めのない常勤職員を中心とした公務運営」の原則を堅持するため、本格的業務を担う臨時・非常勤職員を任期の定めのない正規職員として採用する仕組みを整備すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成３０年６月２２日

山 添 村 議 会